

## 第2期京丹後市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

《別冊》

～再生可能エネルギーの導入に向けた促進区域の設定～

2026年3月

京丹後市

## 1 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域について

### (1) 促進区域とは

国が定める環境保全に係る基準及び京都府が定める環境配慮基準を遵守し、適正に環境に配慮することで自然や生活環境を守りながら、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を進める区域のことです。

区域の選定にあたっては、地域との対話による円滑な合意形成を図り、地域課題の解決や活性化に寄与する「地域共生型」の事業を推進していきます。

### (2) 促進区域の設定に関する基本的な考え方

本市における促進区域の選定にあたっては、環境省令及び「京都府地球温暖化対策推進計画」の環境配慮基準を遵守し、適正な環境配慮を前提としたゾーニングを行います。

具体的には、環境保全等の観点から促進区域に含めないエリアを「表 1.2」に、設定にあたり個別検討や考慮が必要なエリアを「表 1.3」にそれぞれ整理し、これらに基づき本市の促進区域を設定します。

設定にあたっては、地域との円滑な合意形成を図ることを重視し、土地所有者はもとより周辺住民や事業者等と密に連携して進めるものとします。

また、地域の事業者や地権者等から促進区域設定の要望があった場合には、個別に検討を行います。

なお、促進区域は、今後も地域や事業者との協力を図りながら順次拡大し再生可能エネルギー導入の進捗状況を踏まえ、随時見直しを行うものとします。

表 1.2 促進区域に含めないエリア

エリア概要	エリア内容詳細	根拠法令等
環境保全等の法令等により事業実施に大きな制約がある又は事業実施による重大な環境影響が懸念される等により保全すべきと判断されるエリア（保全エリア）	自然公園の特別地域	事前公園法
	京都府自然環境保全地域	京都府環境を守り育てる条例
	京都府歴史的な自然環境保全地域	
	京都府指定鳥獣保護区	鳥獣保護管理法
	生息地等保護区	種の保存法
	保安林	森林法
	河川区域	河川法
海岸保全区域	海岸法	

表 1.3 促進区域の設定に当たり考慮が必要なエリア

エリア概要	エリア内容詳細
土地利用に関する法令等の大きな制約はないものの、再生可能エネルギーの導入にあたって手続を要する制約が存在すると判断されるエリア（調整エリア）	重要な地形の範囲
	希少猛禽類の生息情報
	アベサンショウウオの生息情報
	コウノトリの重要な生息地
	特定植物群落
	巨樹・巨木林
	植生自然度 9、10 の植生範囲
	長距離自然歩道
	自然公園の普通地域（自然公園法）
	文化財（文化財保護法等）
	京都府景観資産登録地区（京都府景観条例）
	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
	地すべり防止区域（地すべり防止法）
	急傾斜地崩落危険区域（急傾斜地法）
	砂防指定地（砂防法）
	浸水想定区域
	津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律）
	農業振興地域（優良農地）（農地法）
国有林（国有林野の管理経営に関する法律）	
公益的機能別施業森林（森林法）	
傾斜角 20 度以上の範囲	

(3) 促進区域における再生可能エネルギーの導入促進に関する事項

促進区域において、地域脱炭素化促進施設を整備する際の施設種類、規模及びその他配慮事項等は次の表 1.4 のとおりです。

表 1.4 促進区域における再生可能エネルギーの導入促進に関する事項

項目	内容	
促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	種類	太陽光発電
	規模	個別の事業ごとに太陽光発電設備を設置する施設・敷地の規模に応じて設定する。 (参照：表2.2)
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	<p>自家消費型太陽光発電設備で次のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電し、当該敷地内で消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（事業用：50%、家庭用：30%）以上とする。</p> <p>② 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力量の一定の割合（事業用：50%、家庭用：30%）以上を、自営線又は託送により当該需要家に供給して消費する。</p>	
地域の環境の保全のための取組	<p><b>【屋根設置の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○反射光対策</li> <li>○日影規制の遵守</li> <li>○「京丹後市住民協定景観形成条例」を踏まえた配慮</li> </ul> <p><b>【地上設置の場合】</b></p> <p>上記に加えて以下を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○騒音への措置（パワーコンディショナ等の配置等）</li> </ul>	
事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	<p>以下のいずれかの取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内事業者が参画する機会を提供すること</li> <li>○地域の防災対策の推進に資すること</li> <li>○地域の経済の活性化に資すること</li> </ul>	
その他	<p>特に、地上設置の場合は、近隣関係者に対し説明会を開催する等の方法により事業計画の内容を周知すること（京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例）</p>	

## 2 促進区域及び再生可能エネルギー発電設備の規模

2028年度の再生可能エネルギー導入による削減目標4.8万t-CO<sub>2</sub>のうち、地域脱炭素化促進事業の目標は、発電出力784.0kW（温室効果ガス排出量274t-CO<sub>2</sub>の削減に相当）としています。地域脱炭素化促進事業の目標の内訳は、「表2.1」に示すとおりです。

促進区域として設定する施設または場所及び促進区域において導入する再生可能エネルギー発電設備の規模は、表2.2に示すとおりです。

本市における温室効果ガス排出量の削減目標（2028年度の再生可能エネルギー導入による削減目標）達成に向けて、促進区域の確保に努めるものとします。

表2.1 導入目標値

発電設備の設置箇所	発電設備の設置面積	導入目標（規模）
建物屋根	27,300 m <sup>2</sup>	384.5kW
地 上	4,100 m <sup>2</sup>	399.5kW
合 計		784.0kW

表2.2 促進区域一覧

No.	箇所名	識別	設備種別	設置箇所	面積（m <sup>2</sup> ）	発電設備の規模（kW）
1	いさなご小学校	M-1	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約2,000	33.0
2	網野中学校	A-1	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約6,000	38.5
3	京丹後市火葬場	M-2	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約1,800	20.0
4	峰山中学校	M-3	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約5,000	85.0
5	網野南小学校	A-2	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約4,000	79.0
6	弥栄小学校	Y-1	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約3,000	36.0
7	久美浜中学校	K-1	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約4,000	28.0
8	久美浜町甲山の一部	K-2	自家消費型太陽光発電設備	地 上	約3,000	350.0
9	峰山町新町の一部	M-4	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根	約1,500	65.0
10	網野町網野の一部	A-3	自家消費型太陽光発電設備	地 上	約1,100	49.5

※面積、発電設備の規模は概算の数値となります。

